

【資料】

○大阪府地方税法第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例

平成二十七年三月二十三日

大阪府条例第四号

改正 平成二九年三月二九日条例第一九号

令和元年一〇月三〇日条例第二四号

令和三年一〇月一五日条例第五九号

大阪府地方税法第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例を公布する。

大阪府地方税法第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を条例で定めるための手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。

2 この条例において「事業年度」とは、法第四十四条第二項第一号に規定する事業年度をいう。

3 この条例において「条例指定」とは、特定非営利活動法人を地方税法第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として当該寄附金を定める条例で定めることをいう。

4 この条例において「条例指定特定非営利活動法人」とは、条例指定をされた特定非営利活動法人をいう。

(条例指定の申出)

第三条 地方税法第三十七条の二第十二項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を知事に提出してしなければならない。

一 申出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日及び住所

二 府内に有する事務所の所在地

三 設立の年月日

四 府内において現に行っている事業の概要

五 申出者が法第二条第一項に規定する特定非営利活動（以下「特定非営利活動」という。）を行う府内における地域

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 登記事項証明書

三 次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（第五号に掲げる書類を除く。）及び第六条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

四 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

五 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（各事業年度に前項の申出に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名及び住所（法人にあっては、そ

の名称及び主たる事務所の所在地）並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）

六 実績判定期間内の日を含む各事業年度の事業報告書等（法第二十八条第一項に規定する事業報告書等をいう。以下同じ。）

七 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類

3 前項第五号及び第六号の「実績判定期間」とは、条例指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年（条例指定を受けたことのない特定非営利活動法人が条例指定を受けようとする場合にあっては、二年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

（令元条例二四・一部改正）

（条例指定のために必要な手続を行う基準等）

第四条 知事は、前条第一項の申出をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、条例指定のために必要な手続（以下「条例指定手続」という。）を行うものとする。

一 府内に事務所を有すること。

二 次のイ又はロに掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、不特定かつ多数のものが当該特定非営利活動法人の特定非営利活動に係る情報の提供を受けることができる状態に置いていること。

ロ 会報その他これに類する印刷物（当該特定非営利活動法人の特定非営利活動に係る情報が記載されているものに限る。）を継続的に発行し、及びこれを会員以外の府民等に配布し、又は閲覧させていること。

三 次のイ又はロに掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 実績判定期間（前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における経常収入金額（(1)に掲げる金額をいう。）のうちに寄附金等収入金額（(2)に掲げる金額（規則で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、(2)及び(3)に掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が規則で定める割合以上であること。

(1) 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この(1)において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（次項において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の規則で定めるものの額を控除した金額

(2) 受け入れた寄附金の額の総額（第七号ニにおいて「受入寄附金総額」という。）から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金のうち規則で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の規則で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

(3) 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に第五号に規定する規則で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち(2)に掲げる金額に達するまでの金額

ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）その他の規則で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このロにおいて同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が規則で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、前条第一項の申出に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合に

は、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数)の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が規則で定める数以上であること。

四 法人その他の団体と連携し、及び協働して、地域の課題の解決に資する特定非営利活動に係る事業を府内で現に行っており、かつ、その事業の継続が見込まれること。

五 実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合として規則で定める割合が百分の五十未満であること。

イ 会員又はこれに類するものとして規則で定める者（前条第一項の申出に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で規則で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他規則で定めるものを除く。）

ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者である活動（会員等を対象とする活動で規則で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

(1) 会員等

(2) 特定の団体の構成員

(3) 特定の職域に属する者

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

六 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。

(1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と規則で定める特殊の関係のある者

(2) 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の規則で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者

ロ 各社員の表決権が平等であること。

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は規則で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として規則で定める経理が行われていないこと。

七 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

(3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること。

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合

又はこれに準ずるものとして規則で定める割合が百分の八十以上であること。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

八 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその府内の事務所において閲覧させること。

イ 事業報告書等及び役員名簿（法第十条第一項第二号イに規定する役員名簿をいう。第十条において同じ。）（これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）並びに定款等（法第二十八条第二項に規定する定款等をいう。第十条において同じ。）

ロ 前条第二項各号（同項第五号を除く。）に掲げる書類（同項第六号及び第七号に掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）並びに第十一条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項に規定する書類

九 各事業年度において、事業報告書等を法第二十九条の規定により所轄庁に提出していること。

十 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

十一 前条第一項の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。

十二 実績判定期間において、第一号、第二号、第四号、第六号、第七号イ及びロ並びに第八号から第十号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、条例指定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第八号ロに掲げる基準を除く。）に適合していること。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の申出をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合における前項第三号イに規定する割合の計算については、規則で定める方法によることができる。

3 知事は、第一項の規定により条例指定手続を行おうとするときは、あらかじめ、大阪府特定非営利活動法人条例指定審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

（平二九条例一九・令三条例五九・一部改正）

（合併特定非営利活動法人に関する適用）

第五条 条例指定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人で第三条第一項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び前条の規定の適用については、第三条第三項中「の末日」とあるのは「の末日（当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。）」と、「各事業年度」とあるのは「当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度」と、前条第一項第十一号中「その設立の日」とあるのは「同条第一項の申出に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」とする。

2 前項に規定する場合において、当該特定非営利活動法人の合併前の期間につき前条第一項第三号、第五号、第七号ハ及びニ並びに第十二号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 前条第一項第三号、第五号並びに第七号ハ及びニに掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。

二 前条第一項第十二号（同項第八号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。

三 前条第一項第十二号（同項第八号ロに係る部分に限る。）に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人（いずれも実績判定期間中に条例指定がさ

れていた期間が含まれるものに限る。)のそれぞれについて判定すること。

- 3 前二項の規定は、条例指定を受けようとする特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人で第三条第一項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び前条の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条第一項	当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併	第一項の申出書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立
	当該特定非営利活動法人又は合併	合併
	同条第一項の申出に係る特定非営利活動法人又は合併	合併
第五条第二項	合併前	設立前
第五条第二項各号	当該特定非営利活動法人及び合併	合併

(欠格事由)

第六条 第四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当する特定非営利活動法人については、条例指定手続を行わないものとする。

一 その役員のうちに、次のイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

イ 次の(1)から(3)までのいずれかの場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該取消しに係る法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人、同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人又は条例指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(1) 法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人が法第六十七条第一項又は第二項の規定により法第四十四条第一項の認定を取り消された場合

(2) 法第二条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人が法第六十七条第三項において準用する同条第一項又は第二項の規定により法第五十八条第一項の特例認定を取り消された場合

(3) 条例指定特定非営利活動法人が第十七条第一項各号(第四号から第八号までに係る部分を除く。)又は第二項各号(第一号(第四条第一項第一号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。))を除く。)のいずれかに該当することにより、第十七条第一項又は第二項の手続が行われて条例指定が取り消された場合

ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)若しくは大阪府暴力団排除条例(平成二十二年大阪府条例第五十八号)の規定に違反したことにより、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第六号において同じ。)の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下このニにおいて同じ。)又は暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者(以

下「暴力団の構成員等」という。)

二 前号イ(1)から(3)までに掲げる場合のいずれかに該当し、その取消しの日から五年を経過しないもの

三 その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの

四 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの

六 次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 暴力団

ロ 暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制の下にあるもの又は大阪府暴力団排除条例第二条第四号に規定する暴力団密接関係者

(平二九条例一九・一部改正)

(条例指定等の通知)

第七条 知事は、条例指定があったときはその旨を、条例指定手続を行わないことを決定したとき又は条例指定がなかったときはその旨及びその理由を、第三条第一項の申出をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

(条例指定の更新)

第八条 知事は、条例指定の効力(変更に係るものを除く。)が生じた日から起算して五年を経過した日(条例指定特定非営利活動法人がこの条に規定する申出をし、この条に規定する条例指定の更新がされた場合にあっては、従前の五年の期間の満了日の翌日から起算して五年を経過した日)以後引き続き条例指定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする条例指定特定非営利活動法人について、条例指定の継続の確認(以下「条例指定の更新」という。)を行うものとする。

2 条例指定の更新を受けようとする条例指定特定非営利活動法人は、規則で定める期間(以下「更新申出期間」という。)内に、知事に条例指定の更新のための申出をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申出期間内にその申出をすることができないときは、この限りでない。

3 第三条(第二項第五号に係る部分を除く。)、第四条(第一項第六号ロ、第九号、第十一号及び第十二号に係る部分を除く。)、第五条及び第六条の規定は、前項の条例指定の更新のための申出について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条第一項	条例指定のために必要な手続(以下「条例指定手続」という。)	第八条第一項に規定する条例指定の更新
第四条第三項	条例指定手続	第八条第一項に規定する条例指定の更新
第六条	条例指定手続	第八条第一項に規定する条例指定の更新

4 知事は、条例指定の更新をしたときはその旨を、条例指定の更新を行わないことを決定したときは条例指定の取消しのために必要な手続を行う旨及びその理由を、当該手続を行って条例指定の取消しがなかったときはその旨を、第二項の申出をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

(変更の届出等)

第九条 条例指定特定非営利活動法人は、第三条第一項各号(第三号を除く。)に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出(第三条第一項第四号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)があった場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、当該届出に係る

条例指定特定非営利活動法人が第四条第一項各号に掲げる基準に適合するか否かを確認しなければならない。

- 3 第一項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る変更の内容が条例指定特定非営利活動法人の名称又は主たる事務所の所在地の変更であるときは、知事は、当該変更に係る条例指定をするために必要な手続を行うものとする。

(事業報告書等の閲覧)

第十条 条例指定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその府内の事務所において閲覧させなければならない。

- 2 条例指定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

(令三条例五九・一部改正)

(条例指定申出の添付書類及び役員報酬規程等の備置き、閲覧等)

第十一条 条例指定特定非営利活動法人は、第三条第二項各号（第五号を除く。）に掲げる書類を、規則で定めるところにより、条例指定の効力（変更に係るものを除く。）が生じた日（条例指定の更新がされた場合にあっては、従前の五年の期間の満了日の翌日）から起算して五年間、その府内の事務所に備え置かなければならない。

- 2 条例指定特定非営利活動法人は、毎事業年度開始の日以後三月以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その府内の事務所に備え置かなければならない。

一 前事業年度の寄附者名簿

二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める書類

- 3 条例指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその府内の事務所に備え置かなければならない。

- 4 条例指定特定非営利活動法人は、第三条第二項各号（第五号を除く。）に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは前項に規定する書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその府内の事務所において閲覧させなければならない。

- 5 条例指定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において第三条第二項第六号又は第七号に掲げる書類を閲覧させるときは、前項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

(平二九条例一九・令三条例五九・一部改正)

(役員報酬規程等の提出)

第十二条 条例指定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。次条において同じ。）を知事に提出しなければならない。ただし、同項第二号に掲げる書類については、既に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

- 2 条例指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、前

条第三項に規定する書類を知事に提出しなければならない。

(平二九条例一九・令三条例五九・一部改正)

(役員報酬規程等の公開)

第十三条 知事は、条例指定特定非営利活動法人から提出を受けた第三条第二項各号(第五号を除く。)に掲げる書類又は第十一条第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは同条第三項に規定する書類(過去五年間に提出を受けたものに限る。)について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定めるところにより、これらの書類(第三条第二項第六号及び第七号に掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(平二九条例一九・令三条例五九・一部改正)

(条例指定特定非営利活動法人の合併)

第十四条 条例指定特定非営利活動法人は、条例指定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が第四条第一項各号(第十一号を除く。)に掲げる基準に適合するか否か及び第六条各号のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。

3 知事は、第一項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

4 第三条第二項及び第三項、第四条(第一項第十一号に係る部分を除く。)、第六条並びに第十一条第一項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第二項第六号	各事業年度	合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度
第三条第三項	条例指定を受けようとする特定非営利活動法人の	合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。)の各事業年度のうち
	五年(条例指定を受けたことのない特定非営利活動法人が条例指定を受けようとする場合にあっては、二年)	二年
	各事業年度	合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度
第四条第一項	前条第一項の申出をした	第十四条第一項の規定による届出に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した
	認める	認める場合で、第二条第三項に規定する条例に定める事項を変更する必要がある
	「条例指定手続」という。))	「条例指定手続」という。) (当該変更に係るものに限る。)
第四条第一項第三号	前条第一項の申出に係る	合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した

第四条第一項第五号イ	前条第一項の申出に係る	合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した
第四条第一項第十一号	前条第一項の申出書を提出した日を含む事業年度の初日	合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日
	その設立	合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）であって条例指定特定非営利活動法人でないものの設立
第四条第二項	前条第一項の申出をした	第十四条第一項の規定による届出に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する
第四条第三項	第一項の規定により、条例指定手続を行おう	第十四条第二項の規定により、第一項各号（第十一号を除く。）に掲げる基準に適合するか否かを確認しよう
第六条	該当する特定非営利活動法人	該当する合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人
	条例指定手続	条例指定手続（変更に係るものに限る。）
第十一条第一項	条例指定特定非営利活動法人	合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人
	条例指定の効力（変更に係るものを除く。）が生じた日（条例指定の更新がされた場合にあっては、従前の五年の期間の満了日の翌日）	法第三十四条第三項の所轄庁の認証があった日

5 前項の規定により第三条第三項の規定を準用する場合において、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の実績判定期間につき前項において準用する第四条第一項第三号、第五号、第七号ハ及びニ並びに第十二号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 前項において準用する第四条第一項第三号、第五号並びに第七号ハ及びニに掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。
- 二 前項において準用する第四条第一項第十二号（同項第八号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。
- 三 前項において準用する第四条第一項第十二号（同項第八号ロに係る部分に限る。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（いずれも実績判定期間中に条例指定がされていた期間が含まれるものに限る。）のそれぞれについて判定すること。

(平二九条例一九・一部改正)

(報告及び検査)

第十五条 知事は、条例指定特定非営利活動法人が法令等、法令等に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該条例指定特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該条例指定特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 知事は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該条例指定特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第四項において「条例指定特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、知事が第一項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。

4 前項の場合において、知事は、第一項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、条例指定特定非営利活動法人の役員等に提示させるものとする。

5 第二項又は前項の規定は、第一項の規定による検査をする職員が、当該検査により第二項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第二項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。

6 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(勧告、命令等)

第十六条 知事は、条例指定特定非営利活動法人について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足る相当な理由がある場合には、当該条例指定特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた条例指定特定非営利活動法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該条例指定特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 知事は、第一項の規定による勧告をしたときは、その勧告を受けた者の名称、主たる事務所の所在地及びその勧告の内容を公表することができる。

4 知事は、第二項の規定による命令をしたときは、その命令を受けた者の名称、主たる事務所の所在地及びその命令の内容を公表することができる。

5 知事は、前二項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない。

(条例指定の取消しのために必要な手続を行う基準等)

第十七条 知事は、条例指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、条例指定の取消しのために必要な手続を行わなければならない。

一 第六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するとき。

二 偽りその他不正の手段により条例指定又は条例指定の更新がされたとき。

三 正当な理由がなく、前条第二項の規定による命令に従わないとき。

四 更新申出期間内に、第八条第二項の条例指定の更新のための申出をしなかったとき（同条第二項ただし書に規定する場合に該当するときを除く。）。

- 五 第八条第二項の条例指定の更新のための申出をした場合であつて、当該申出をした条例指定特定非営利活動法人が同条第三項において準用する第四条第一項各号に掲げる基準に適合しないと知事が認めたとき。
- 六 第十四条第一項の規定による届出があつた場合であつて、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が同条第四項において準用する第四条第一項各号に掲げる基準に適合しないと知事が認めたとき。
- 七 条例指定特定非営利活動法人から条例指定の取消しの申出があつたとき。
- 八 条例指定特定非営利活動法人が解散したとき（合併により解散したときを除く。）。
- 2 知事は、条例指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、条例指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。
- 一 第四条第一項第一号、第二号、第四号、第六号、第七号イ若しくはロ又は第十号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- 二 法第二十九条の規定又は第十条第一項若しくは第十一条第四項の規定を遵守していないとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。
- 3 知事は、条例指定が取り消されたときは、その旨及びその理由を、当該条例指定が取り消された特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。
- 4 知事は、第二項の条例指定の取消しのために必要な手続を行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。ただし、緊急を要し、あらかじめ審議会の意見を聴くいとまがない場合その他知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 5 前項ただし書の場合において、知事は、速やかに、その条例指定の取消しに係る事項を審議会に報告しなければならない。

（平二九条例一九・令三条例五九・一部改正）

（規則への委任）

第十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則（平成二九条例第一九号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前的大阪府地方税法第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条第一項若しくは第八条第二項の申出又は旧条例第十四条第一項の規定による届出をした者のこれらの申出又は届出に係る旧条例第四条の基準については、なお従前の例による。
- 3 改正後的大阪府地方税法第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例（以下「新条例」という。）第十一条第二項及び第十三条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新条例第十一条第二項第二号から第四号までに掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る同項第二号から第四号までに掲げる書類については、なお従前の例による。
- 4 新条例第十一条第三項及び第十三条の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項に規定する書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧条例第十一条第三項に規定する書類については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第四条第一項に規定する条例指定を受けている条例指定特定非営

利活動法人（旧条例第二条第四項に規定する条例指定特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧条例第十一条第四項に規定する書類の作成、条例指定特定非営利活動法人の府内の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の知事への提出並びに当該書類の知事による閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

- 6 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における条例指定特定非営利活動法人の監督については、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第二四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年条例第五九号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大阪府地方税法第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例（以下「新条例」という。）第十二条第一項の規定は、新条例第二条第四項に規定する条例指定特定非営利活動法人（以下「条例指定特定非営利活動法人」という。）がこの条例の施行の日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、条例指定特定非営利活動法人がこの条例の施行の前日に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

○大阪府地方税法第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例施行規則

平成二十七年五月二十九日

大阪府規則第九十二号

改正 平成二九年三月三〇日規則第五〇号

令和三年一〇月一五日規則第一一二号

令和四年六月一日規則第五三号

大阪府地方税法第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例施行規則を公布する。

大阪府地方税法第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府地方税法第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例（平成二十七年大阪府条例第四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(条例指定の申出書)

第三条 条例第三条第一項の申出書は、特定非営利活動法人条例指定申出書（様式第一号）とする。

2 条例第三条第一項第六号（条例第八条第三項において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、府内に事務所を設けた年月日とする。

3 条例第三条第二項第七号（条例第八条第三項及び条例第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 府内に事務所を有することを証する書類

二 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類

(寄附金等収入金額に会費の一部を加えることができる特定非営利活動法人の要件)

第四条 条例第四条第一項第三号イ（条例第八条第三項及び条例第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

二 社員（役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに役員と特殊の関係のある者（第十八条に規定する者をいう。第三十条第一項第四号において同じ。）を除く。）の数が二十人以上であること。

(経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合)

第五条 条例第四条第一項第三号イ（条例第八条第三項及び条例第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規則で定める割合は、五分の一とする。

(総収入金額から控除されるもの)

第六条 条例第四条第一項第三号イ(1)（条例第八条第三項及び条例第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 国の補助金等（条例第四条第一項第三号イ(1)に規定する国の補助金等をいう。以下同じ。）

二 委託の対価としての収入で国等（条例第四条第一項第三号イ(1)に規定する国等をいう。）から支払われるもの

三 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分

四 資産の売却による収入で臨時的なもの

- 五 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部若しくは一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額（条例第四条第一項第三号イ(2)に規定する一者当たり基準限度超過額をいう。以下同じ。）に相当する部分
- 六 実績判定期間（条例第三条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たないもの
- 七 寄附者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）が明らかな寄附金以外の寄附金
- 八 休眠預金等交付金関係助成金（特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）第二条第一項ただし書きに規定する休眠預金等交付金関係助成金をいう。以下同じ。）

（令四規則五三・一部改正）

（同一の者からの寄附金の額のうち一者当たり基準限度となる金額）

第七条 条例第四条第一項第三号イ(2)（条例第八条第三項及び条例第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規則で定める金額は、受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の百分の十（寄附者が法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十七条各号に掲げる法人、認定特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）又は条例指定特定非営利活動法人である場合にあっては、百分の五十）に相当する金額とする。

（令四規則五三・一部改正）

（受入寄附金総額から控除される寄附金の額）

第八条 条例第四条第一項第三号イ(2)（条例第八条第三項及び条例第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規則で定める寄附金の額は、次に掲げる寄附金の額とする。

- 一 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額
- 二 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たない場合の当該合計額
- 三 寄附者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）が明らかな寄附金以外の寄附金の額
- 四 休眠預金等交付金関係助成金の額の総額

（令四規則五三・一部改正）

（役員が寄附者である場合の金額の算出方法の特例）

第九条 条例第四条第一項第三号イ(1)及び(2)（条例第八条第三項及び条例第十四条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる金額を算出する場合において、役員が寄附者であつて、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は当該役員と同一の者とみなす。

（寄附者について明らかにすべき事項）

第十条 条例第四条第一項第三号ロ（条例第八条第三項及び条例第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、寄附者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）とする。

（判定基準寄附者の要件等）

第十一条 条例第四条第一項第三号ロ（条例第八条第三項及び条例第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規則で定める額は、三千円とする。ただし、当該事業年度における当該同一の者からの休眠預金等交付金関係助成金の額がある場合は、三千円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を加算した金額とする。

2 条例第四条第一項第三号ロ（条例第八条第三項及び条例第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規則で定める数は、五十とする。

（令四規則五三・一部改正）

（実績判定期間の月数の計算方法）

第十二条 条例第四条第一項第三号ロ（条例第八条第三項及び条例第十四条第四項において準用する場合を含む。）の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（事業活動のうちにその対象が会員等である活動等の占める割合）

第十三条 条例第四条第一項第五号（条例第八条第三項及び条例第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規則で定める割合は、条例第三条第一項（条例第八条第三項において準用する場合を含む。）の申出をした特定非営利活動法人（条例第十四条第一項の規定による届出を行った場合にあっては、同項の規定による届出に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人。第十四条から第十六条まで、第二十二條、第二十四條及び第二十五條において同じ。）の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうちに同号イからニまでに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

（会員に類するもの）

第十四条 条例第四条第一項第五号イ（条例第八条第三項及び条例第十四条第四項において準用する場合を含む。）の会員に類するものとして規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 条例第三条第一項（条例第八条第三項において準用する場合を含む。）の申出をした特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等（条例第四条第一項第五号イに規定する資産の譲渡等をいう。以下同じ。）を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該特定非営利活動法人の帳簿又は書類その他に氏名（法人にあっては、その名称）が記載された者であって、当該特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加するもの

二 条例第三条第一項（条例第八条第三項において準用する場合を含む。）の申出をした特定非営利活動法人の役員

（特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者）

第十五条 条例第四条第一項第五号イ（条例第八条第三項及び条例第十四条第四項において準用する場合を含む。）の特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で規則で定めるものは、当該特定非営利活動法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該特定非営利活動法人の活動に関係しないものとする。

（その対象が会員等である資産の譲渡等から除かれる活動）

第十六条 条例第四条第一項第五号イ（条例第八条第三項及び条例第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規則で定める活動は、次に掲げるものとする。

一 条例第三条第一項（条例第八条第三項において準用する場合を含む。）の申出をした特定非営利活動法人が行う資産の譲渡等で、その対価として当該資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね百分の十程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他当該資産の譲渡等に伴随して生ずる費用でその実費に相当する額（次号において「付随費用の実費相当額」という。）以下のものを会員等（条例第四条第一項第五号イに規定する会員等をいう。以下同じ。）から得て行うもの

二 条例第三条第一項（条例第八条第三項において準用する場合を含む。）の申出をした特定非営利活動法人が行う役務の提供で、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第九条第一項に規定する地域別最低賃金の額を会員等が当該特定非営利活動法人に支払う当該役務の提供の対価

の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの

- 三 法別表第十九号に掲げる活動を主たる目的とする特定非営利活動法人が行うその会員等の活動（公益社団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第一号に規定する公益社団法人をいう。）若しくは公益財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二条第二号に規定する公益財団法人をいう。）又は認定特定非営利活動法人若しくは条例指定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限る。）に対する助成

（その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動から除かれる活動）

第十七条 条例第四条第一項第五号ロ（条例第八条第三項及び条例第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規則で定める活動は、前条第三号に掲げる活動とする。

（特殊の関係のある者）

第十八条 条例第四条第一項第六号イ(1)（条例第八条第三項及び条例第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規則で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

- 一 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 使用人である者及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- 三 前二号に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

（特定の法人との関係）

第十九条 条例第四条第一項第六号イ(2)（条例第八条第三項及び条例第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規則で定める関係は、一の者（法人に限る。）が法人の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における当該一の者と当該法人との間の関係（以下この条において「直接支配関係」という。）とする。この場合において、当該一の者及びこれとの間に直接支配関係がある一若しくは二以上の法人又は当該一の者との間に直接支配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有するときは、当該一の者は当該他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなす。

（役員又は使用人である者との特殊の関係のある者）

第二十条 条例第四条第一項第六号イ(2)（条例第八条第三項及び条例第十四条第四項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める特殊の関係のある者については、第十八条各号の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「役員」とあるのは「役員又は使用人である者」と読み替えるものとする。

（取引の記録並びに帳簿及び書類の保存）

第二十一条 条例第四条第一項第六号ハ（条例第八条第三項及び条例第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による取引の記録並びに帳簿及び書類の保存は、法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第五十三条から第五十九条までの規定に準じて行うものとする。

（不適正な経理）

第二十二条 条例第四条第一項第六号ニ（条例第八条第三項及び条例第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規則で定める経理は、条例第三条第一項（条例第八条第三項において準用する場合を含む。）の申出をした特定非営利活動法人が支出した金銭の費途が明らかでないものがあるもの及び帳簿に虚偽の記載があるものとする。

（役員、社員、職員又は寄附者等との特殊の関係のある者）

第二十三条 条例第四条第一項第七号ロ（条例第八条第三項及び条例第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規則で定める特殊の関係のある者については、第十八条各号の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「役員」とあるのは「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」と読み替えるものとする。

（特定の者と特別の関係がないものとされる基準）

第二十四条 条例第四条第一項第七号ロ（条例第八条第三項及び条例第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 条例第三条第一項の申出をした特定非営利活動法人の役員の職務の内容、当該特定非営利活動法人の職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員等（役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と前条に規定する特殊の関係にある者をいう。以下この条及び第三十条において同じ。）に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
- 二 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該特定非営利活動法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。
- 三 役員等に対し役員の選任その他条例第三条第一項（条例第八条第三項において準用する場合を含む。）の申出をした特定非営利活動法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
- 四 営利を目的とした事業を行う者、条例第四条第一項第七号イ(1)、(2)若しくは(3)に掲げる活動を行う者又は同号イ(3)に規定する特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと。

（令三規則一一二・一部改正）

（特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合に準ずる割合）

第二十五条 条例第四条第一項第七号ハ（条例第八条第三項及び条例第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規則で定める割合は、実績判定期間において、条例第三条第一項（条例第八条第三項において準用する場合を含む。）の申出をした特定非営利活動法人の行った事業活動に係る従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうちに特定非営利活動が占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

（国の補助金等がある場合における寄附金等収入金額の割合の計算方法等）

第二十六条 条例第四条第二項（条例第八条第三項及び条例第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規則で定める方法は、国の補助金等の金額のうち条例第四条第一項第三号イ(2)に掲げる金額に達するまでの金額を、同号イに規定する経常収入金額に含める方法とする。

（条例指定の更新の申出）

第二十七条 条例第八条第二項の規則で定める期間は、条例指定の効力（変更に係るものを除く。）が生じた日から起算して五年を経過した日（条例指定特定非営利活動法人が条例第八条第二項の申出をし、同条第一項に規定する条例指定の更新がされた場合にあっては、従前の五年の期間の満了日の翌日から起算して五年を経過した日）の九月前から六月前までの間とする。

- 2 条例第八条第三項において準用する条例第三条第一項の申出書は、条例指定特定非営利活動法人条例指定更新申出書（様式第二号）とする。

（令三規則一一二・一部改正）

（変更の届出）

第二十八条 条例第九条第一項の規定による届出は、条例指定特定非営利活動法人変更届出書（様式

第三号)に当該変更事項の内容を説明する書類を添付して行うものとする。

(条例指定申出の添付書類及び役員報酬規程等の備置き及び作成)

第二十九条 条例第十一条第一項から第三項まで(条例第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定による書類の備置きは、条例第十一条第四項の規定による閲覧を支障なく行わせることができる状態で行うものとする。

2 条例第十一条第二項及び第三項の規定による書類の作成は、当該書類が同条第四項及び条例第十三条の規定による閲覧に供されることに配慮し、当該作成に係る条例指定特定非営利活動法人の事業及び運営の状況を容易に理解することができるような記載により行うものとする。

(平二九規則五〇・令三規則一一二・一部改正)

(条例指定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類)

第三十条 条例第十一条第二項第三号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- 二 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- 三 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
 - ロ 役員等との取引
- 四 寄附者(当該条例指定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該条例指定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
- 五 役員等に対する報酬又は給与の状況に関する事項として次に掲げるもの
 - イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況に関する事項(ロに掲げる事項を除く。)
 - ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- 六 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- 七 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日

2 条例第十一条第二項第四号の規則で定める書類は、条例第四条第一項第六号(ロに係る部分を除く。)、第七号イ及びロ、第八号並びに第十号に掲げる基準に適合している旨並びに第六条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類とする。

(平二九規則五〇・令三規則一一二・一部改正)

(役員報酬規程等の提出)

第三十一条 条例第十二条第一項本文の規定による書類の提出は、毎事業年度の開始後三月以内に行わなければならない。

2 条例第十二条第二項の規定による書類の提出は、条例第十一条第三項の助成金の支給の後遅滞なく行うものとする。

(平二九規則五〇・令三規則一一二・一部改正)

(役員報酬規程等の閲覧又は謄写)

第三十二条 条例第十三条の規定による閲覧又は謄写は、知事が指定する場所において、執務時間中に行わなければならない。

(合併届出書)

第三十三条 条例第十四条第一項の規定による届出は、法第三十四条第三項の認証の申請をしたことを証する書類を添付した条例指定特定非営利活動法人合併届出書(様式第四号)を知事に提出して行うものとする。

2 条例第十四条第三項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 合併後存続する法人の名称又は合併によって設立する法人の名称
- 二 合併後存続する法人又は合併によって設立する法人の主たる事務所及び府内の事務所の所在地
- 三 合併後存続する法人又は合併によって設立する法人の代表者
- 四 条例指定の有効期間
- 五 合併後存続する法人又は合併によって設立する法人の寄附金が控除の対象となる期間
(身分証明書)

第三十四条 条例第十五条第六項の証明書は、身分証明書（様式第五号）とする。

附 則

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則（平成二九年規則第五〇号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第一一二号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大阪府地方税法第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第三十条第一項第五号の規定は、大阪府地方税法第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例（平成二十七年大阪府条例第四号）第二条第四項に規定する条例指定特定非営利活動法人（以下「条例指定特定非営利活動法人」という。）がこの規則の施行の日以後に開始する事業年度において作成すべき書類について適用し、条例指定特定非営利活動法人がこの規則の施行の日前に開始した事業年度において作成すべき書類については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の大阪府地方税法第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申出書は、新規則の様式により提出されたものとみなす。
- 4 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（令和四年規則第五三号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に大阪府地方税法第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例（平成二十七年大阪府条例第四号）第三条第一項若しくは第八条第二項の申出又は同条例第十四条第一項の規定による届出をした者のこれらの申出又は届出に係る条例指定手続又は条例指定の更新の基準については、なお従前の例による。

○大阪府地方税法第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金を定める条例

平成二十七年十一月二日

大阪府条例第八十六号

改正 平成二八年三月二九日条例第二六号

平成二九年一月一三日条例第八四号

平成三〇年三月二八日条例第一五号

平成三〇年一〇月三〇日条例第九一号

平成三一年三月二〇日条例第一五号

令和元年一〇月三〇日条例第二五号

令和二年三月二七日条例第一六号

令和三年三月二九日条例第一四号

令和四年三月二九日条例第一四号

令和五年一二月一八日条例第七七号

令和六年一二月二〇日条例第七七号

令和七年六月二三日条例第四十一号

大阪府地方税法第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金を定める条例を公布する。

大阪府地方税法第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金を定める条例

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号に規定する府民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めるものは、次の表に掲げる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）の行う特定非営利活動（同条第一項に規定する特定非営利活動をいう。）に係る事業に関連する寄附金とする。

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人大阪NPOセンター	大阪府中央区平野町一丁目七番一号
特定非営利活動法人プール・ボランティア	大阪府中央区島町二丁目四番三号ヴィラ島町九〇一号
特定非営利活動法人茨木東スポーツクラブレッツ	茨木市学園町四番十八号
認定NPO法人大阪府高齢者大学校	大阪府中央区法円坂一丁目一番十八号
特定非営利活動法人虹色ダイバーシティ	大阪府北区天満二丁目一番六号天満橋MSビル七階
NPO法人大阪府北部コミュニティカレッジ	豊中市本町一丁目三番十九号長尾第一ビル二階B号室
特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワーク	大阪府中央区北浜東三番十四号大阪府立労働センター四階
特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構	大阪府西成区萩之茶屋一丁目五番四号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年条例第二六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九条例第八四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇条例第一五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇条例第九一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年条例第一五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第二五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年条例第一六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年条例第一四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年条例第一四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年条例第七七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年条例第七七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年条例第四十一号）

この条例は、公布の日から施行する。